

件名	愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	

【改正の概要】

国から「安心子ども基金」の実施期限が「令和6年3月31日」まで延長されるよう連絡があったことに伴い、基金の設置期限を延長するための改正

○附則第2項の改正

この条例は、**令和3年3月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

(改正後) **令和6年3月31日**

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

◇基金事業実施期限

- 幼児教育・保育無償化円滑化事業 令和6年3月31日
- 不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）

令和4年3月31日

◇基金の状況

(単位:千円)

項 目		金 額
積立額	平成20～令和元年度 国交付金	5,935,118
	平成20～令和元年度 運用利息等	23,979
	計	5,959,097
取崩額	平成20～令和元年度 取崩額	5,880,502
令和元年度末執行残		78,595

※運用利息には、市町等からの返還金1,335千円を含む。